

(別紙1)

令和6年度 墨田区立竪川中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを見逃さない、許さない学校作りとして、全教育活動を通して人権教育を充実させるとともに、道徳教育の充実に努める。
- (2) 生徒自らがいじめに対する認識を深め、許さないための行動目標・行指標を生徒会・学級会で決議し、いじめに関する取組を全校挙げて行う。教職員はそれを支援するとともに、自らの人権感覚の涵養に努める。
- (3) 教員の指導力の向上のために、いじめに対する鋭敏な感覚と適切な指導力を高めるとともに、教員個人ではなく、全体で指導する体制を作り、組織的に解決を図る。
- (4) 保護者・地域住民・事業者等と連携するために、チーム竪中の中にいじめ対策チームを組織する。また、令和4年度より、竪中SNSの利用上のルールを守り使用する。そのため、フィルタリングや家庭でのネットルール作りに保護者の協力を求める。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ防止及びいじめに対する適切な処置を講ずる責務を有する。さらに、保護者・地域住民・事業者等との連携を図り、いじめが生じていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

いじめ防止及びいじめに対する適切かつ迅速な対処を行うために、いじめ対策委員会を設置する。

② 所掌事項

ア 道徳教育・人権教育・各教科での年間計画にいじめ防止に関する内容を盛り込む。いじめに関する公開授業の企画・運営にあたる。

イ 生徒の置かれている状況を日常的に把握するとともに、全教職員が情報を共有できるよう組織的に対処する。

ウ i チェックの結果分析を全員で共有し、要注意生徒への助言や観察など、適切な対応を行う。また、自殺をほのめかすなど、生徒の気になる様子を発見した場合は、管理職に報告するとともに、学年会や生活指導部会、学校いじめ対策委員会に報告し、迅速で適切な対応を行う。また、その指導の経過と内容を家庭に連絡し、理解と協力を求める。

エ 生徒の生活意識調査を、4月・6月・9月・11月・1月の計5回、保護者の生活意識調査を6月・11月の計2回行い、担任から集計結果の報告を受ける。いじめと思われる回答については、担任とともに聞き取りを行い、適切かつ迅速な対処を行う。

オ いじめと思われる事態が生じた際には、管理職に速やかに報告するとともに、被害生徒及び保護者への対応、加害生徒及び保護者への対応の中心的な役割を果たす。

カ いじめ防止及びいじめに対する処置についての研修会を設定し、全教員のいじめに対する知識及び指導力の向上に努める。

③ 会議

毎月最初の職員会議に向けて、その前日までに実施する。必要があれば随時行う。

④ 委員構成

校長・副校長・生活指導主任・特別支援学級主任・学年主任・保健主任・スクールカウンセラー（但し特に緊急を要するときは校長・副校長・生活指導主任と、該当の学年主任または特別支援学級主任で開催することができる）

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

保護者・地域住民・事業所等とともに、いじめ防止及びいじめに対する適切かつ迅速な対処を行うためにサポートチームを設置する。

② 所掌事項

ア 学校のいじめ防止基本方針を分析し、それぞれ立場からでの役割を果たす。

イ いじめ防止のために日頃から必要な生徒への声かけや、保護者への助言を行う。

ウ いじめと思われる事態が生じた場合は、必要に応じて学校とともに対処を行う。

エ いじめ防止及びいじめの対処について評価し、改善を求める。

③ 会 議

原則として、**年3回**のコミュニティースクール（学校運営協議会）の後に設定する。ただし、必要があれば、随時行う。

④ 委員構成

地域学校協議活動推進委員（学校運営協議会委員代表）・同窓会長・保護司・民生児童委員・SSW

4 段階に応じた具体的な取組

（1）未然防止のための取組

- ①学級担任による二者面談を年度当初に行い、問題を抱えていないか確認する。
- ②担任教師だけでなく、教員全体で気になる生徒の様子を校務PCの回覧板で情報共有する。
- ③いじめに関する授業を年3回実施し、10月に授業を保護者・地域住民に公開し、意見交換会でいじめに対する認識を深める。
- ④後期生徒総会において、いじめに関するクラスアピールを行い、いじめを許さない態度と意識を育てる。
- ⑤道徳教育・人権教育・各教科において指導計画に基づき、いじめを許さない態度と意識を育成する。

（2）早期発見のための取組

- ①生徒の生活意識調査を、4月・6月・9月・11月・1月の計5回、保護者の生活意識調査を6月・11月の計2回行う。
- ②スクールカウンセラーによる全校生徒面接を実施する。
- ③1年生のみ5月に二者面談、7月に全学年三者面談、12月に3学年は、三者面談、1・2年は二者面談を実施する。3月1・2年のみ三者面談。
- ④全教員による、昼休みの教室・廊下巡回、校庭・体育館での観察を行う。
- ⑤生徒の行動記録を校務PCで回覧するとともに、生活指導部でデータベースを作成し、時系列・生徒別に確認できるようにする。
- ⑥いじめ発見のチェックシートを学年教師が生徒一人一人について協議しながら記入する。その結果をいじめ防止対策委員会に報告する。

（3）早期対応のための取組

- ①いじめを発見した場合に特定の教員だけが一人で抱え込まない速やかな対応をいじめ対策委員会が方針決定し、役割分担も含めて全教職員に周知する。
- ②いじめられた生徒の安全確保と心のケアを、担任教師だけでなく、いじめ対策委員会、養護教諭、スクールカウンセラーが行う。授業中や休み時間の声がけと見守り、登下校時の付き添いなど随時必要に応じて行う。

- ③加害生徒を特定した上で、いじめ対策委員会を中心として組織的・継続的に観察した上で、指導を徹底する。また、保護者にいじめをやめさせるよう指導するとともに、子どもの指導に悩んでいる場合にはスクールカウンセラーにつなげるなど必要な処置を講ずる。
- ④保護者会や地域の会合において、個人が特定できないよう配慮した上で、事実を伝え、保護者と地域住民の理解と協力を求める。学校サポートチームには、事実を説明するとともに、被害生徒・保護者への働きかけが必要な場合は要請する。
- ⑤いじめを伝えた生徒の安全確保のために、加害生徒には名前がわからないように配慮し、勇気をもって伝えた生徒に対して学校全体で守り抜くことを伝え、不安を取り除くとともに継続して安全が確保されているかを確認する。
- ⑥いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともにいじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つよう指導する。

(4) 重大事態への対処

- ①いじめを発見した場合はすぐその場でやめさせる。一人で対応しきれない場合は、すぐに他の教職員の協力を求めてやめさせる。
- ②いじめ対策委員会を中心に組織的にいじめに関する情報をすべて集約する。いじめ対策委員会は集約した情報をもとに、対策本部を立ち上げ迅速に解決に向けた対策を策定する。
- ③被害生徒にけがなどの症状がないか確認し、必要ならば医療機関で治療を受けさせる。
- ④いじめられた生徒が信頼できる人間（保護者・親しい友人・教職員等）と連携し、寄り添える体制をつくる。また、スクールカウンセラーによる面談やスクールソーシャルワーカーと連携し、心のケアに努める。
- ⑤いじめた生徒に対しては、いじめが絶対に許されない人権侵害行為であることを理解させ、自らの行為を振り返らせるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ⑥加害生徒の保護者に、いじめをやめさせるよう指導するとともに、子どもの指導に悩んでいる場合にはスクールカウンセラーにつなげるなど必要な処置を講ずる。
- ⑦いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともにいじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つよう指導する。

- ⑧教育委員会に、事態の概要を報告と対応策、事後の経過報告を迅速に行う。
必要に応じて児童相談所・警察等の関係機関との連携で解決に当たる。

5 教職員研修計画

- (1) 第1回 いじめ防止基本方針の説明、いじめ対策年間計画の周知、i チェックの活用の仕方についての研修（4月）
第2回 いじめ防止のための学習プログラムを用いた研修会（7月）
第3回 いじめに関する公開授業における意見交換会での研修（10月）
(2) 各教科・領域でできるいじめ防止学習プログラムを用いた授業の実践（通年）と評価（2月）

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 年度当初の保護者会で、学校の方針を伝えて理解してもらうとともに、年2回のアンケートへの協力を依頼する。PTA役員会などで、学校の様子を隠さず伝え理解と挙力を求める。
(2) いじめの定義や学校での取組を学校便りや学年便り等で伝えるとともに、いじめ防止基本方針をホームページに掲載して、周知を図る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) コミュニティースクール（学校運営協議会）や堅中地区育成委員会などの会合の際に、学校の方針と取組状況を伝える。
(2) 「社会を明るくする運動」に学校として協力するとともに、地域で活動している民生児童委員や保護司の方々にも協力を依頼する。
(3) 健全育成のための諸会議に必ず参加し、いじめ防止・撲滅に向けて可能な方策を探り、ともに活動する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 保護者による学校評価の項目にいじめの項目を具体的に設定し、学校の取組の評価、生徒の実態に関する評価を行う。
(2) 学校評価の結果を分析するとともに、いじめ対策委員会で改善策を検討するとともに、全教職員でその改善策の理解と推進を行う。
(3) 改善策を全教職員が自分の担当する教科・領域、分掌等で次年度計画に反映させる。

平成28年3月25日改訂 3—②—ウ 加筆

令和5年3月26日改訂 3—(1)—④

令和6年3月27日改訂 1—(1)・3—(2)—④・7—(1) 加筆